

# 新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に伴う 市営駐輪場等の登録利用料金の返還について

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業及び広島県が発出した緊急事態措置等を踏まえ、市営駐輪場等の登録利用料金の返還を希望される方に対し、以下のとおり返還手続きを行います。

## 1 対象者・返還内容・提出書類

### (1) 学生の方への返還手続き

#### ① 対象者

令和2年度において市営駐輪場及び基町駐車場（自動二輪のみ）を登録利用している学生\*の方（既に解約手続きを行われた方も含む。）

※ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専門学校等

#### ② 返還内容

登録利用している学生の方を対象に、特例措置として、解約を行うことなく、既納の利用料金のうち4・5月分を返還します。

#### ③ 提出書類

○登録利用料返還申出書

※ 各駐輪場等又は市HP・指定管理者HPから入手できます。

※ 指定の口座が本人名義でない場合は、「委任状」も提出してください。

○登録利用者本人の学生証の写し

### (2) 解約を希望される方への返還手続き

#### ① 対象者

令和2年度において市営駐輪場及び基町駐車場（自動二輪のみ）を登録利用している方のうち、解約を希望される方（既に解約手続きを行われた方も含む。）

#### ② 返還内容

解約手続きでは、通常、手続きを行った月の翌月分以降の利用料金を返還しますが、特例措置として、6月末までに申請されたものは、4月中に解約手続きがなされたものとみなし、遡って5月分以降の利用料金を返還します。

#### ③ 提出書類

○ 登録利用取消申出書（登録シールの貼付が必要です。）

※ 各駐輪場等又は市HP・指定管理者HPから入手できます。

※ 指定の口座が本人名義でない場合は、「委任状」も提出してください。

## 2 提出先

各駐輪場\*（有人施設に限ります。）又は下記問合せ先記載の指定管理事務所に提出してください（郵送も可能です。）。

※ 基町駐車場（自動二輪のみ）で登録利用の方は当該駐車場

## 3 申請期限

**令和2年（2020年）6月30日（火）までに提出してください（消印有効）。**

## 4 返還方法と返還金額

提出書類の記載内容等を確認の上、随時、対象月分の登録利用料を口座振込により返還します。

○ 自転車：1,000円/月（※減免対象の方は500円）

○ バイク：2,000円/月（※減免対象の方は1,000円）

《問合せ先》

<p>①市営駐輪場の登録利用料返還の概要に関すること</p>	<p>広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL：082-504-2349 FAX：082-504-2379 MAIL：<a href="mailto:jitensha@city.hiroshima.lg.jp">jitensha@city.hiroshima.lg.jp</a></p>
<p>②登録利用その他のお問い合わせ (指定管理事務所)</p>	<p>○ <b>中区・西区・佐伯区の駐輪場</b> (一財)広島市都市整備公社駐車駐輪管理課 〒730-0011 広島市中区基町9番19号(市営基町駐車場内1階) TEL：082-228-8184 FAX：082-228-8346 HP：<a href="http://www.hts.city.hiroshima.jp/park/index.html">http://www.hts.city.hiroshima.jp/park/index.html</a></p> <p>○ <b>基町駐車場(自動二輪)</b> アマネジメントサービス株式会社(現地管理人室) 〒730-0011 広島市中区基町9番19号(市営基町駐車場内1階) TEL：082-228-8383</p> <p>○ <b>東区・南区・安芸区の駐輪場</b> 広島県ビルメンテナンス協同組合駐輪場管理グループ 〒730-0029 広島市中区三川町2番6号くれしん広島ビル5階(株エムケイ興産内) TEL：082-242-7330 FAX：082-542-6676 HP：<a href="https://www.hbmc.or.jp/churin/index.html">https://www.hbmc.or.jp/churin/index.html</a></p>